



小中一貫教育について

学校教育においては、学級や学年という枠組みの中で、この集団が持つ教育力を生かすための適正な規模を見定め、枠組みや学校配置を見直していくことが重要です。本町では適正な枠組みを作る一つの方法として「小中一貫教育」について各学校区と協議・検討を進めています。

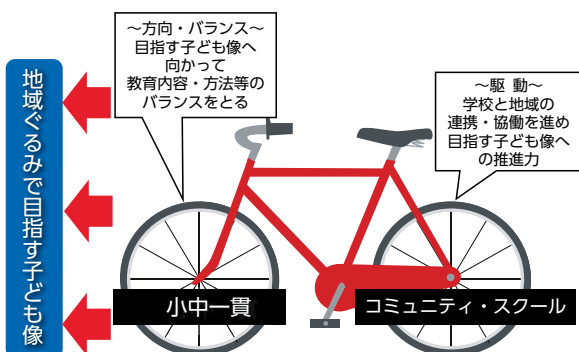
(1)小中一貫教育とは

「小中一貫教育」とは、小学校と中学校が「めざす子ども像」を共有した上で、小中学校の9年間で連続した期間として捉え、一貫性を持って編成した教育課程により、系統的教育を行うことをいいます。

(2)コミュニティ・スクールと小中一貫教育

コミュニティ・スクールは「学校と地域をつなぐ仕組み」、小中一貫教育は「児童生徒間、教職員間をつなぐ取り組み」であり、いずれも児童生徒に多様な、人と人の関わりを持たせたいという共通の願いがあります。

コミュニティ・スクールの推進という面においては、小中一貫教育は9年間という長い期間で子どもの成長を支えることができるというメリットがあり、継続的な学校と地域の連携・協働体制の構築ができることから、コミュニティ・スクールと小中一貫教育は極めて親和性が高い取り組みであるといえます。



(3)今後に向けて

今後、地域の少子化が進む状況にあって、本町の学校配置の基本となる適正配置計画に基づく対応に加え、小中一貫教育の議論を深めることが「本町の子どもたちの将来を見据えた教育」「ふるさとべつかいを支える教育」につながると考えます。

今後、コミュニティ・スクールの運営母体である学校運営協議会の熟議の中で、学校区での学校の在り方等について意見をお聞きするとともに、小中一貫教育制度の理解を深めるため、現在、道内で行われている「小中連携・一貫」の具体的な取り組みのメリット、デメリット等を、説明・周知していきます。

小中一貫教育の形態

小中一貫教育制度には、大きく2つの形態があります。

①義務教育学校

一人の校長の下で、一つの教職員集団が一貫した教育課程を編成・実施する9年制の学校で行う形態です。



②小・中一貫型小学校・中学校

組織上独立した小学校と中学校が義務教育学校に準じる形で一貫した教育を行う形態です。



	①義務教育学校	②小・中一貫型 小・中学校
修業年限	9年(前期6年、後期3年)	小学校6年、中学校3年
組織運営	一人の校長、一つの教職員組織	小中学校それぞれに校長、教職員組織
教員免許	原則小・中両方の免許を併有	所属する学校種の免許を保有
施設形態	施設一体	施設隣接・分離型が多い
設置手続き	市町村条例(改正が必要)	市町村教委の規則等で対応
道内設置数	10市町村11校	22市町村94校

※設置数は令和2年4月1日現在